

## 伊勢原市家庭的保育事業等の設置認可及び運営に係る行政指導指針

(趣旨・目的)

第1条 この行政指導指針は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）34条の15に規定する家庭的保育事業等について、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第16号。以下「条例」という。）、伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年伊勢原市規則第17号）に定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させ、もって児童の心身の健やかな育成を図るため、当該認可の申請をするものに対して共通して行う行政指導の内容となるべき事項を定めるものとする。

(経済的基礎等)

第2条 家庭的保育事業等を行おうとするものは、次に掲げる経済的な基礎を有するものとする。

- (1) 家庭的保育事業等の年間事業費の概ね12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (2) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む経営主体の全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (3) その他市長が安定的な運営を行うことができると認められるもの。

(設備の基準)

第3条 家庭的保育事業等を行う場所には、幼児用の便所（補助便座で足りるものとする。いわゆるオマルは不可。）を設けること。

(保険の加入)

第4条 家庭的保育事業等を行おうとするものは、責任賠償保険及び傷害保険に加入すること。

(苦情への対応)

第5条 条例第21条第1項に規定する必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者（次項において「第三者委員」という。）を関与させること。

- 2 前項に規定する第三者委員の設置形態、要件その他の基準は、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

(保育の内容の評価)

第6条 家庭的保育事業等を行おうとするものは、保育の内容に関し、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表すること。

- 2 前項に規定する評価は、福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（平成16年5月7日雇児発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める福祉サービス第三者評価事業によるものとする。

附 則（平成27年3月31日告示第56号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。